

競争法におけるコンプライアンス規程

平成 28 年 4 月 27 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本配電制御システム工業会（以下、「JSIA」という。）は、事業活動を推進するにあたり、独占禁止法及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という。）に抵触せず、「公正かつ自由な競争」を制限又は阻害してはならない。JSIA が社会に信頼され、会員が社会的に意義のある事業活動に専念できる事業者団体として存続、発展していくため、コンプライアンス意識の浸透を図り、これを徹底するため、本規程を定める。

(適用の範囲)

第 2 条 本規程は、JSIA が行う全ての事業活動に適用し、これらの事業活動に参画する者は、当該事業活動において、第 1 条の目的を理解しこれを遵守しなければならない。

(責任者等)

第 3 条 JSIA の競争法コンプライアンスに係る責任者は、専務理事とし関連する所轄事項全体を事務局長が担当する。

第 2 章 禁止事項

(禁止事項の区分)

第 4 条 JSIA の事業活動では、次の事項を禁止する。

- (1) 価格制限行為(商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限)
- (2) 数量制限行為(商品又は役務の数量の制限)
- (3) 顧客、販路等の制限行為(取引先の制限、市場の分割、受注の分配、受注予定者の決定等)
- (4) 設備又は技術の制限行為(設備の新增設等の制限、技術の開発又は利用の制限)
- (5) 参入制限行為等(新たに事業者が参入することを著しく制限させ、又は既存の事業者を排除すること)
- (6) 不公正な取引方法(共同の取引拒絶、取引条件等の差別扱い、排他条件取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等)
- (7) その他、競争法に抵触する恐れのある行為

第 3 章 会議の運営

(会議の定義)

第 5 条 JSIA の事業活動を推進するため JSIA が運営する全ての会合を「会議」とする。

これらの会議には1名以上のJSIAの常勤役員又は職員(嘱託職員を含む。)が同席することを基本とする。

(周知・徹底)

第6条 JSIAは、会議の参加者に対し、本規程を配布し、内容についての周知と徹底に努めなければならない。

(議題の事前確認)

第7条 会議の出席者は、会議の開催に際し会議の議題が第4条の各号にあたらぬことを事前に確認しなければならない。

(議論の中止又は会議の閉会)

第8条 会議での議論が競争法上の疑義を招きかねない事柄に及んだ時、会議の出席者は会議を主催する者に対し、議論の中止を求めなければならない。会議を主催する者は、同申出の内容が第4条に該当すると判断した場合、発言者に対し議論の中止を要請し、中止の要請が受け入れられない場合には会議を閉会しなければならない。

2 JSIAが主催する懇親会に関しては、本条第1項を適用する。

(議事録の作成と管理・保管)

第9条 JSIAの職員又は会議に出席した者は、会議終了後、速やかに議事録を作成し会議の構成員に開示しなければならない。

第4章 自主統計

(個別の実績値の扱い)

第10条 自主統計の集計に必要な企業個別の実績値は、他の企業に開示してはならず、外部に流失しないよう厳重に管理を行い、統計業務が終了した後は、個別企業の実績値を速やかに消去しなければならない。

(自主統計の集計)

第11条 自主統計の集計は、企業個別の実績値が識別できない程度に集合化しなければならない。

第5章 自主規格等

(競争を阻害する内容の禁止)

第12条 JSIAの自主規格等を策定するにあたり、第4条の各号に係る競争を制限する内容のものを策定してはならない。

(強制の禁止)

第 13 条 JSIA は会員に対し、自主規格等についてその利用を強制してはならない。

第 6 章 その他

(通報と対応措置)

第 14 条 本規程に抵触するような不適切な行為又はその恐れのあると認められる場合には、事務局長にその事実を通報し、再発防止又は事前防止についての措置を専務理事に上申し、適切な対応措置を講じなければならない。

(規程の改廃)

第 15 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. 本規程は、平成 28 年 4 月 27 日より施行する。